

ID: 26

担当部署: 教育部 地域学習推進課

処分の概要	現状変更等の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市文化財保護条例 第14条		
例 規 番 号	平成13年条例第79号		
【根拠条文】 (許可事項) 第14条 市文化財の管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。 (1) 市文化財の現状を変更しようとするとき。 (2) 市文化財の所在地を変更しようとするとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日